

第2期滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について

1 趣旨

現在の「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化などを踏まえ改定することとし、障害者による文化芸術活動の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
- (2) 滋賀県文化振興条例第4条に基づく「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」および障害者基本法第11条第2項に基づく「滋賀県障害者プラン2021」を踏まえた個別計画。また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針。

3 経緯

平成30年6月 障害者文化芸術推進法 施行
令和2年3月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 策定

4 計画の期間（案）

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間
（参考） 国次期計画：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）までの5年間

5 検討の進め方

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での検討を軸に、県庁関係部局との連携を図るとともに、市町および文化・福祉団体、県民等との対話を重ねながら検討を進める。

6 スケジュール（案）

令和5年3月24日 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会①（現状・課題、現行計画の評価）
6月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会②（骨子案）
8月 滋賀県文化審議会（骨子案）
10月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会③（素案）
11月 県民政策コメントの実施（素案）
12月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会④（原案）
令和6年2月 滋賀県文化審議会（原案）
3月 計画策定・公表

【 参考1 】(2 計画の位置づけ関連)

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

○滋賀県文化振興条例

第4条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針(以下「文化振興基本方針」という。)を定めるものとする。

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

(文化芸術活動等の推進)

第21条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。